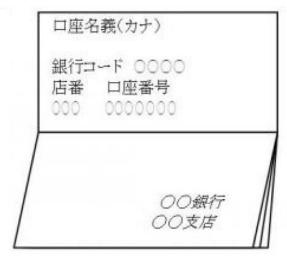
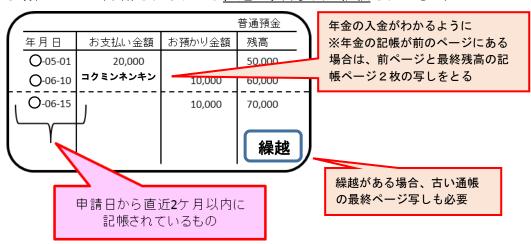
- ○預貯金等の資産の額が確認できる書類の写しのとり方
 - ・資料1で説明させていただいたとおり、以下の例のように、口座情報、 口座残高が確認できる箇所の写しを、申請書と一緒に提出してください。
 - ※お持ちのすべての通帳について、写しが必要となります。
- ①通帳表紙の裏面(表紙から一枚めくった面)



②記帳されている最終ページ (申請される日から直近2ヶ月以内に記帳されたもの)



③定期預金のページ(利用が無い場合でも、写しを提出してください。)

